

アスベスト被害の全面救済と根絶を 公正判決を求める署名

横浜地方裁判所 第2民事部

裁判長 大竹 優子 殿
裁判官 上村善一郎 殿
裁判官 山田 慎吾 殿

首都圏建設アスベスト 神奈川2陣訴訟

建設アスベスト訴訟は、建設現場で大量に使用されたアスベスト含有建材の粉じんによって生命と健康を奪われた被害者が、国とアスベスト建材メーカーの法的責任を明らかにし、被害の完全な補償を求めて、全国6地裁に計650人の被害者が提起した訴訟です。

国と製造企業は数十年前からアスベストの危険性を認識しながら、警告や防護策を講じることなく、国の産業政策と企業利益を優先させ、建設労働者の命と健康を奪い続けてきました。

この間の建設アスベスト訴訟に対する各地裁判決では、国の責任を認める司法判断は定着し、企業責任についても賠償義務を認める画期的な判決が京都地裁で下されました。こうした司法の判断を受けて、アスベスト被害の救済を求める世論は、国会・地方議会・マスコミなどをはじめとして、大きな高まりを見せています。

本件は2014年に神奈川2陣訴訟として提起され、これまでの各地裁判決をふまえた主張・立証をもとに審理が行われてきました。本件で、アスベスト建材メーカーの責任を認めた京都地裁判決を維持・発展させるとともに、国の責任についても一人親方を含むすべての建設アスベスト被害者を救済する明快な判断が下されることが、「石綿被害者補償基金制度」創設による全面解決の道確かなものになると確信しています。

貴裁判所が、今日までの到達点を踏まえるとともに、全ての原告らの権利救済を実現する、公正な判決を下されることを心より切望します。

氏 名	住 所

取り扱い団体

